

平成 23 年第 2 回政治研究会

## 学生自治会考

0.はじめに

- 1.学生自治会とは
- 2.明治大学に於ける学生自治会
- 3.学生自治会の現状
- 4.まとめ
- 5.論点

0.はじめに

我々は雄辯部員であるが、同時に明治大学の学生でもある。  
学生である以上、学内で問題が発生した場合、我々はそれと向き合う必要がある。  
その時、学生をまとめ上げ、時には当局との交渉に当たるのが学生自治会である。  
しかし、我が明治大学には現在、学生自治会は存在しない。  
その為、学生自治会は我々にとって身近なものであるとは言い難い。  
だが、我々が学生である以上、学生の自治について考えることは重要である。  
学生自治会とはどんなものなのか。現状はどうあるのか。どうあるべきなのか。  
今回の研究会の目的は学生自治会の歴史、現状からその存在の是非・あり方を考えること  
である。

1.学生自治会とは

今回の研究会に於いて扱う学生自治会は、大学に於いて当局に公認されたもののみとする。  
学生自治会の本来の目的は自治による学生生活環境の改善にある。  
しかし、60年代から70年代にかけて政治的課外活動にも積極的に関与していくこととなる。  
その経緯については、次項で明治大学の例を挙げて説明していく。

2.明治大学に於ける学生自治会

学生自治会の歴史、性質について明治大学に於ける学生自治会の成立から非公認化までの  
経緯から考えていく。  
明治大学に於ける学生自治会は 1955 年結成の明治大学学生会であり、現在は非公認となっ  
ている。  
右にその歴史を挙げる。

1946	学生大会が開催され、戦前の組織である学友会が再建される。
1949	当局による学費値上げ発表に対し、学費値上げ反対運動決行。 運営への不満により学友会から自治会が分離。
1952	自治会と学友会が統一、明治大学学生会へ。 全学連、破防法反対闘争終結に伴い政治闘争から日常問題へ活動方針転換。
1953	学生大会で暴力学生追求、大量入学問題解決のための委員会設置を決議。 全学連(注 1)加盟。
1955	明治大学に於いて第八回全学連大会開催。 この頃、学生会が外部団体、共産同(注 2)に掌握される。
1956	「砂川闘争」を期に全学連が第九回大会で政治闘争への再出発宣言。 学生会、砂川基地拡張阻止行動に大型バス 6 台動員し約 550 名の応援派遣。
1958	学生会規約制定。 「勤務評定粉砕全明治学生集会」「警職法抗議集会」開催。
1959	維持費徴収、学費改訂を巡り当局と対立。 年末に当局と学生会の「共同声明」発表。 維持費と学費改訂を学生会が認め、当局は免除規定設置と学習環境改善を約束。
1960	「安保闘争」に際し、「全明治抗議集会」開催。
1966	1967 年度学費改訂への反対運動決行。 全明治臨時学生大会でスト権確立。 「学費値上げ阻止全学闘争委員会」結成。 11 月から翌年 1 月まで全学バリケード・ストライキ決行。
1967	当局が学費改訂分の別途保管、学内問題改善のみへの使用を提案。 和泉、生田でスト解除。駿河台のみスト続行。 大学院会議室での交渉中、理事者が軟禁状態に置かれたため機動隊出動。 当局、「学費値上げ全学闘争委員会」に解散命令。理事会総辞職。
1980	この頃、学生会が外部団体、革労協(注 3)に掌握される。
1999	学生会を掌握していた外部団体、革労協で内部対立が活発化。
2000	革労協の内部対立による放火で和泉校舎第 2 学生会館の学生会中央執行室が全焼。 安全性の観点から、当局、和泉祭、駿台祭、生明祭中止を決定。
2001	当局、学生会の公認を停止。

注1、 1948年結成の学生自治会の連合組織「全日本学生自治会総連合」の略称。

当初は日本共産党の影響下にあったが、後に新左翼諸派の影響下に入る。

注2、「共産主義者同盟」の略称。

日本共産党の武力闘争方針放棄に反発した学生党员らにより、1958年に結成。

注3、「革命的労働者協会」の略称。

日本社会党が60年安保後に創設した青年組織が分裂して結成された社青同解放派の政治組織。

上記の経緯から、明治大学に於ける学生自治会である学生会は

当初は学費値上げなどの学内問題解決を目的としていたが、全学連の政治闘争への再出発宣言を受けて政治色の強い活動を行うようになり、その過程で外部団体に掌握され、活動は過激化し、最終的には学生と乖離した存在となり非公認化に至った、ということが出来る。

同様の傾向は、早稲田大学、法政大学などの外部団体との結びつきが強くなった他大学の学生自治会に於いても見られるものである。

### 3. 学生自治会の現状

学生自治会の現状として非公認化の流れというものが挙げられる。

学生運動の激化した70年代にも非公認化の流れは見られた(72年の早大文学部学生自治会非公認化など)が、90年代以降、外部団体と結びつきの強い学生自治会に対し当局が非公認化を行うケースが再び見られるようになった。

また、東京大学のように学生自治会の勢力低下に伴いこれまでと自治会の扱い方を変える大学も出てきている。

以下に例を挙げる。

富山大学	2006	学則改訂に伴い学生自治会の公認取り消し。 外部団体、中核派との繋がりが指摘されていた。
早稲田大学	2005	社会学部自治会の公認取り消し。 外部団体、革マル派との繋がりが指摘されていた。
法政大学	2002	代理徴収停止により全学部で自治会が消滅。 外部団体、中核派との繋がりが指摘されていた。
明治大学	2001	明治大学学生会の公認取り消し。 外部団体、革労協反主流派との繋がりが指摘されていた。
東京大学	1997	学生自治会代議員大会(年2回)の際の休講取り止め。 参加者が減少しており、必要性がないと判断された。
早稲田大学	1995	商学部自治会の公認取り消し。 外部団体、革マル派との繋がりが指摘されていた。

しかし、そんな中でも学内問題解決や社会福祉などに取り組む学生自治会も存在する。その活動は政治色の薄いものであり、当初の学生自治会の姿に近いと言える。以下に例を挙げる。

島根大学 松山大学	2011	3月の東日本大震災を受け、募金活動を実施。
京都精華大学	2010	学生の飲み会でのアルコール中毒での死亡事故を受け、再発防止のためのルール作りを行う。
愛媛大学	2009	当局に対し、金融派生商品により生じた118億円の損益の穴埋めのための学費値上げ反対決議を可決。 経営学部・国際コミュニケーション学部移転反対決議を可決。
天理大学	2008	大学と地元の連携拠点として商店街にショップを開店、運営。
名古屋学院大学	2008	大学生の薬物乱用が問題となっていること受け、当局と合同でクラブ、同好会を対象とした「薬物乱用とその防止について」の講演を開催。
立命館大学	2003	94年開校の草津キャンパスに学生の交流施設が少ないとの声を受け2003年に署名を実施、1万人分を集める。 当局がそれに答え、2005年に学生交流施設完成。

#### 4.まとめ

以上簡単にはあるが、学生自治会の歴史の一例と性質、現状を説明した。現在、外部団体に掌握され、政治的色彩の強い活動をしていた学生自治会は非公認となる流れが存在する。それらの自治会は非公認化の時点で学生から乖離した存在となっていたため、それによる学生への大きな直接的不利益は現時点では顕在化していない。しかし、現在でも学生と関わりの強い活動、あるいは社会福祉的活動を行う自治会も存在し、一概に学生自治会を不必要であると断言することは難しい。また、学生自治会の役割の一つである大学当局との交渉は非公認化により自治会を失った大学の学生にとっては困難となってしまう。愛媛大学の例のように、近年でも当局の不当な学費値上げなどの問題は起こりうるということを見ると、自治会の不在が学生に不利益をもたらすことも十分に考えられる。さらに、学生もまた社会の構成員であることを考えると自治会による政治活動も許されるべきであると考えられる。むしろ、次世代を担う学生こそが政治活動を行うべきであり、それをまとめる役目を学生自治会が果たすべきであるのかもしれない。果たして学生自治会は必要なのか。必要ならばどうあるべきなのか。各員に考えていただきたい。

## 5.論点

- ①学生自治会は必要か、否か。
- ②学生自治会は政治活動に関わるべきか、否か。
- ③学生自治会が活動の中心とすべきものは何か。

以上 3 つの論点を中心に議論していただきたい。